［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、令和三年度実施事業とし